

全国畜産縦断いきいきネットワーク規約

第1条 名称

本会は、全国畜産縦断いきいきネットワークと称する。

第2条 目的

本会は、全国の畜産に携わる女性達が飼養畜種を越えて集まり、会員相互の交流を通じて、お互いの資質を高めるとともに、消費者との交流を通じて畜産への理解を醸成すること等により、より魅力ある我が国畜産の実現を目指すことを目的とする。

第3条 活動

本会は、前条の目的達成のため次の活動を行う。

- ① 畜産経営向上のための研修・視察、会員相互の交流等の活動
- ② 消費者の畜産に対する理解の醸成等に必要な活動
- ③ 未来の畜産を担う後継者の育成に必要な活動
- ④ 情報誌の作成・配布、ネットワークを通じた情報の交換等の活動
- ⑤ その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第4条 会員

本会の会員は、本会の趣旨に賛同する女性の畜産経営者、若しくは畜産従事者、又は畜産に関心のある者とする。

第5条 入会

本会の会員となろうとする者は、入会申込書を会長に提出することにより、いつでも入会することができる。

第6条 退会

- 1 本会の会員は、退会届出書を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。
- 2 第12条で定める会費を2期にわたり滞納した者は退会とする。

第7条 理事

- 1 本会の運営のために、理事を若干名置く。
- 2 理事は、会員の中から推薦により各地域から選出する。
- 3 本会を代表して運営にあたるため理事の中から会長1名を選出するほか、副会長2名、会計監事2名を選出する。

第8条 任期等

理事の任期は一年とし、再任をさまたげない。ただし、任期半ばで理事に交代があったときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 理事会

理事会は、本会の運営に必要な事項を決定する。

第10条 総会・大会

総会は、年1回開催する。なお、書面による開催も出来ることとする。また、大会も年1回開催し、催事を中心に実施する。

第11条 経費

- 1 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 2 寄付金受領の可否は理事会が決定する。

第12条 会費

- 1 会費は理事会で決定し、総会の承認を受けるものとする。
- 2 すでに徴収した会費は返却しない。
- 3 入会初年度に限り、会費は入会翌月から年度末（3月）までの月数を会費の1/12の額で掛けた金額とする。

第13条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 会計報告

会計を担当する事務局は常に収支を明らかにし、総会において会計報告をしなければならない。

第15条 事務局

本会の事務局は公益社団法人中央畜産会に置く。

第16条 協賛会員

- 1 本会の目的に賛同する畜産関係団体・組織・組合等で、入会申込書を提出することにより、入会することができる。
- 2 協賛会員は、理事会で決定し、総会の承認を受けた会費を納入しなければならない。
- 3 協賛会員は、本会が発行する資料等の配付を受けるほか、本会のイベント等に置いて、協賛の旨を掲示する。
- 4 協賛会員は、退会届出書を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。
- 5 すでに徴収した会費は返却しない。

第17条 その他

この規約に定めるもののほか、本会の運営にあたって必要な事項は、理事会において定めるものとする。

附則

1. 平成17年8月29日付の規約は廃止する。
2. 平成19年7月4日付の規約は廃止する。
3. 平成20年7月1日付の規約は廃止する。
4. 平成24年7月1日付の規約は廃止する。
5. 平成25年7月1日から施行する。